

南知多町公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

1 趣旨

この方針は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮に貢献すること等にかんがみ、公共建築物等における木材の利用を促進するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、愛知県が定めた基本方針に即して、必要な事項を定める。

2 基本的事項

(1) 木材の利用を促進する公共建築物

この方針における公共建築物は、町内に整備される法第 2 条第 1 項各号に掲げる建築物のうち、町が整備する公共の用又は公用に供する建築物で広く住民の利用に供される公共性の高い建築物とする。

(2) 町の責務

町は、法第 4 条に規定する町の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物において木材の利用に努める。

3 木材利用の目標

(1) 木造化の推進

今後、町が新たに整備する低層の建築物（高さ 13m 以下かつ軒高 9m 以下で延べ面積 3,000 m² 以下の建築物）については、次のいずれかに該当する場合を除き、木造化を進める。

ア 建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められている建築物

イ 建築物の用途から木造がなじまない、あるいは木造にすることが技術的に困難な施設

(2) 木質化の推進

整備する建築物の構造が木造、非木造にかかわらず、多くの者の目に触れる箇所は内装等の木質化を進める。ただし、次のいずれかに該当する場合は、除くことができる。

ア 法令の規定等により木材の使用ができない場合

イ 木質化がなじまない、あるいは木質化することが技術的に困難な場合

(3) 使用する木材の産地

木造化・木質化を推進するにあたって使用する木材は原則として国産材とする。

特に地域材が利用できる場合は、優先的に利用するものとする。

なお、国産材は国内で、地域材は愛知県内で伐採された木材で、木材認証制度等に基づき産地証明されたものとする。

(4) 公共施設に係る工作物

町が整備する公共施設に係る工作物については、安全性と維持管理等配慮すべき事情がある場合を除き、木材の利用に努める。

(5) 備品及び消耗品

町が使用する備品及び消耗品については、木材を原材料としたものを導入するように努める。

4 木材の利用の促進に必要な事項

公共建築物等の整備においては、広く住民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、住民に好印象を与えるような木材の使い方に心がけるとともに、次の事項に留意する。

(1) 設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図るものとし、その計画・設計等の段階から建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含む、ライフサイクルコストについても十分留意すること。

(2) 備品や消耗品の購入については、購入コスト、木材の利用の意義や効果を総合的に判断すること。

附 則

この方針は平成25年 2月 1日から施行する。